



## 志摩市景観計画に基づく届出制度 平成25年10月1日から運用開始しました。

志摩市では、良好な景観づくりを進めるため、志摩市景観条例を制定するとともに、景観法に基づく志摩市景観計画を定めています。この景観計画の区域内において、届出対象行為（一定規模以上の建築物、工作物、開発行為等）行う場合は、着手前に市へ届出（審査あり）が必要となります。また、届出の受理の日から原則30日間（最大90日）は行為に着手できませんが、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められる時には、着手できない期間を短縮できる場合があります。

なお、審査を円滑に進めるため、届出を行う前に事前相談を義務づけておりますので、届出書を提出する前に事前相談申出書を提出してください。

### （1）届出対象行為 \*詳しくは「志摩市景観計画 届出の手引き」(P1~9)をご覧ください。

対象行為	規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの又は建築面積500m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは模様替又は色彩の変更することとなる修繕若しくは移転、外観を変更する	①煙突(支柱及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの
	②架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
	③鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(前号に掲げるものを除く。)
	④装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)
	⑤高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
	⑥擁壁、柵、塀
	⑦ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設
	⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
	⑨自動車車庫の用途に供するもの
	⑩汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの
	⑪ ①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの

【裏面へ続く】

	⑫太陽光発電設備(同一敷地内若しくは一団の土地又は水上に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。)及び風力その他の再生可能エネルギー源を利用した発電設備	高さ10mを超えるもの又は築造面積500m <sup>2</sup> を超えるもの
	⑬常設テント	一般地区にあっては、一体とみなされる敷地の面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの 眺望保全地区内にあっては、1張り以上の常設テントを設置するもの
	⑭その他の工作物	高さ10mを超えるもの又は築造面積500m <sup>2</sup> を超えるもの
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)		行為に係る土地の面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁又はのり面の高さが5mを超えるかつ、長さ10mを超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更		行為に係る土地の面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの又はその高さが5mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件 <sup>たい</sup> の堆積		行為に係る土地の面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの又はその高さが5mを超えるもの

※増築・改築などを行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超えている場合届出が必要となります。

**(2) 景観形成基準 \*詳しくは「志摩市景観計画 届出の手引き」・「志摩市景観計画 景観形成基準解説書」をご覧ください。**

**(3) 届出書提出部数 2部 (正本1部、副本1部)  
※事前相談書については1部**

**(4) 提 出 先 志摩市 建設部 都市計画課**

志摩市景観計画に関する詳しい内容や「志摩市景観計画 届出の手引き」・「志摩市景観計画 景観形成基準解説書」については、志摩市ホームページ <http://www.city.shima.mie.jp/>においてご覧いただけます。また、届出様式等は、上記ホームページからダウンロードすることができます。

**【お問い合わせ先】**

志摩市役所 建設部

都市計画課 都市計画係

電話 0599-44-0305

FAX 0599-44-5262

e-mail toshikeikaku@city.shima.lg.jp